

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6等級別基準職務表1行政職給料表(1)等級別基準職務表7級の項第11号中「，室長」を削る。

別表第6等級別基準職務表3医療職給料表(1)等級別基準職務表2級の項第2号中「医長，救命救急センター副センター長」を「救命救急センター副センター長，医長」に改め，同表3級の項第2号中「診療科部長，救命救急センター長」を「救命救急センター長，こども診療センター長，手術室長，集中治療室長，内視鏡室長，診療科部長，創傷治癒室長」に改め，同表4級の項第1号中「市長部局」の次に「（市民病院を除く。）」を加え，同項第3号中「，こども診療センター長又は集中治療室長」を削る。

別表第6等級別基準職務表4医療職給料表(2)等級別基準職務表7級の項第2号中「栄養室長」の次に「，臨床工学室長」を加え，同表8級の項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市長部局（市民病院を除く。）の本庁機関の参事の職務

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、平成29年度組織改正に伴い、職務の級ごとに定める基準となる職務について、所要の改正をする必要による。